米国連邦政府の食品安全規制にも影響を及ぼす可能性のある
カリフォルニア州の食品規制の最新動向

2025年7月11日

出所：Adobe Stock

Eureka Global Solutions, LLC
代表取締役社長
ボイド敏子

免責事項

本プレゼンテーションで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。米国輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本プレゼンテーションで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、米国輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本件に関する問い合わせ先 ： 米国輸出支援プラットフォーム

電話番号：1-213-624-8855　　Email アドレス：lag-USPF@jetro.go.jp

米国輸出支援プラットフォームでは、「米国FDA規制の更新情報、インポートアラート情報、リコール情報」としてFDA等の発出する新規規制やインポートアラート（輸入警告）、リコール情報を毎月、HPに掲載している。
本セミナーでは、カリフォルニア州の食品規制の最新動向を取り上げ、対策をまとめた。

（参考）
https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/us/pf_lag.html

目次

- 1　カリフォルニア州の概要と特徴
- 2　食品ラベルの賞味・消費期限について統一用語の使用義務付け
- 3　有害食品添加物の使用禁止
- 4　学校における特定の食品着色料の提供禁止
- 5.　食品パッケージ材規制
- 6.　Prop. 65 (1986年安全飲料水及び有害物質施行法)

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

1.1 カリフォルニア州の概要と特徴

＜カリフォルニア州の概要＞

	カリフォルニア州	日本
人口	4千万人	1.2億人
面積	40.4万㎢	37.8万㎢
経済規模(GDP)(2024年)	約4.1兆ドル	約4.02兆ドル

出典：US Census Bureau（カリフォルニア州人口および面積）、IMF（GDP）
総務省統計局（日本人口）、外務省（日本の面積）

出所：Adobe Stock

- カリフォルニア州の人口は4,000万人（米国全体の約12%）で米国内第１位。（第２位はテキサス州で3,100万人、第３位はフロリダ州で2,300万人）
- 経済規模でも2024年GDPは約4.1兆ドルで、１つの州が１つの国と肩を並べる水準。成長率も６%(※)と高く、非常に重要な市場。

（※）出典：Bureau of Economics Analysis

1.2 カリフォルニア州の概要と特徴

＜カリフォルニア州の特徴＞

6

食品や環境等の安全に関わる新しい規制を取り入れるスピードが、他州や連邦よりも早いことが多い。

カリフォルニア州において、食品安全規制が制定された後、同様の食品安全規制が他州および/または連邦において、制定される可能性がある。

➡ カリフォルニア州の動きをキャッチしておくことが、非常に重要。

例：カリフォルニア州である食品着色料/添加物の使用が禁止された場合

製造会社としては、州ごとに使用原材料などフォーミュレーションを変えることは困難なため、カリフォルニア州法に準拠させ、それらの食品着色料や、添加物の使用をやめる可能性がある。

➡ 結果として全米向けの製品のフォーミュレーション（原材料）に影響を与える可能性がある。

出所：FDA

連邦機関であるFDAは食品安全規制の一貫性を確保し、公衆衛生を守るために、広範な措置を講じるよう促される。

2. 食品ラベルの賞味・消費期限について統一用語の義務付け(AB660)

食品メーカーが、食品や飲料製品に「品質(quality)」または「安全(safety)」の日付を記載する際に、統一用語の使用を義務付け、「販売期限(Sell by:)」の使用を禁止する。2024年9月28日に制定。

適用日：2026年7月1日

必要な対応：カリフォルニア州で販売する際には、ヒト消費用食品（卵および乳児用調合乳を除く）について、品質表示として「Best if used by[1]」または「Best if frozen by[2] 」、あるいは食品安全表示として「Use by[3] 」または「Use or freeze by[4]」と表示する。

罰則規定：現時点では規定なし

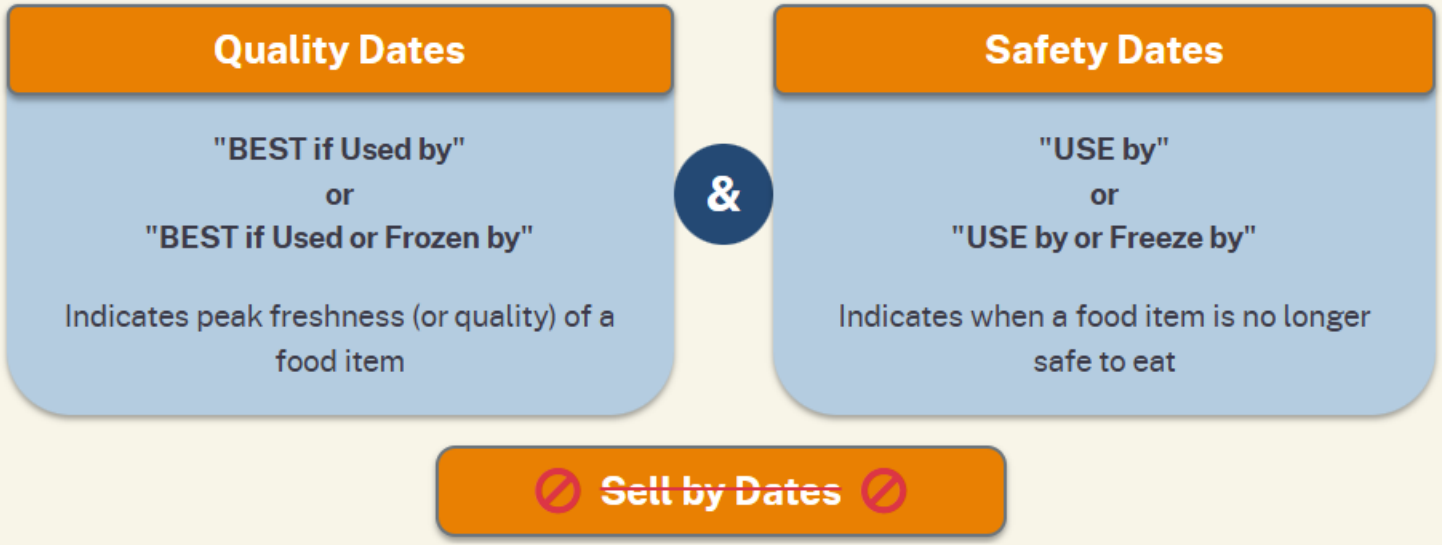

品質(賞味期限）	
Best if used by[1]	その日までに消費すれば最高の品質
Best if frozen by[2]	その日までに消費、または、その日までに冷凍すれば最高の品質
安全性（消費期限）	
Use by[3]	その日付以降に消費すると安全ではない
Use or freeze by[4]	その日までに消費するか、冷凍しないと、安全ではない

出所：California Dept of Food and Agriculture

3．有害食品添加物の使用禁止(AB418)

臭素化植物油（BVO）、臭素酸カリウム、プロピルパラベン、合成着色料の赤色3号を含む食品の製造、販売、流通、保管を禁止。2023年10月7日に制定。

適用日：2027年1月1日

理由：これら４種は、発がん性など健康を損なうリスクが高いため。

罰則規定：違反した場合、初回の違反で5,000ドル以下、その後の違反ごとに10,000ドル以下の罰金が科される。

出所：FDA

使用例：

臭素化植物油（BVO）	柑橘風味のソフトドリンクやスポーツドリンクなどの飲料に、分離を防ぐ乳化剤として使用される。
臭素酸カリウム	小麦粉のタンパク質を酸化させ、パンの生地の粘りや膨らみを良くする効果があるため、製パンに使用される。
プロピルパラベン	防腐剤として、食品、薬品、化粧品等多くの製品に使用される。
赤色3号（エリスロシン）	鮮やかな赤色を出すことのできる食用タール色素で、キャンディー、クッキー、ケーキなどの菓子や、漬物、かまぼこなどに使用される。

参考：FDAは、2024年7月2日に、BVOの使用許可を取消。適用日は2025年8月2日。

FDAは、2025年1月15日に、赤色3号の使用許可を取消。食品への適用日は2027年1月15日。

4．学校における特定の食品着色料の提供禁止（AB2316）

６種類の合成着色料（赤色40号、黄色4号、黄色5号、青色1号、青色2号、緑色3号）を含む食品および飲料をカリフォルニア州の公立学校で販売、提供することを禁止。2024年9月28日に制定。（上記の着色料名は日本での名称）

適用日：　2027年12月31日

理由：　これらの着色料は、特に子供達の行動問題や多動性等、健康に悪影響を及ぼす可能性がある。

罰則規定：違反した場合、最高10,000ドルの罰金が科される可能性あり。

使用例：キャンディー、飲料、シリアルなどの加工食品等。

出所：Adobe Stock

出所：Adobe Stock

参考：FDAは、2025年4月22日、石油由来の合成着色料の使用の段階的廃止を発表。これら６種類の合成着色料については、2026年末までに食品供給から排除するとしている。

5.1 食品パッケージ材規制

＜有害化学物質の禁止＞

- **重金属**

AB455およびAB2021（包装有害物質防止法）が、それぞれ2003年および2024年に制定された。2006年1月1日より、食品サービス包装において、重量で100 ppmを超える濃度の鉛、水銀、カドミウム、または六価クロムが含まれてはならない。

- **パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）**

AB1200（カリフォルニア州食品包装・調理器具安全法）が2021年10月に制定され、2023年1月1日より、PFASを含む食品包装の配布、販売、提供が禁止されている。許容限度は、総有機フッ素の100 ppmに設定された。

出所：California state water resources control board

5.2 食品パッケージ材規制

＜有害化学物質の禁止＞

- ポリスチレンフォーム（発泡スチロール）　（SB54）

2025年4月より、ポリスチレンフォームの使い捨て（Single use）食品容器を事実上禁止。この禁止措置は、テイクアウト容器、カップ、トレイ、卵のケース、輸送用容器等の食品容器等が対象。

元々、2022年制定のカリフォルニア州のプラスチック汚染防止・包装製造者責任法（SB54）に基づいて、製造業者は2025年1月1日までに発泡スチロール製食品容器のリサイクル率25%を達成することが義務付けられていたが、この要件が満たされなかったため、この禁止措置が発動された。

出所：City of Pasadena

- ビスフェノール、オルトフタル酸エステル、三酸化アンチモン(AB1148)

カリフォルニア州議会で、2027年1月1日から、食品包装においてビスフェノール、オルトフタル酸エステル、三酸化アンチモンの使用を禁止する法案、AB1148（食品包装安全法）が可決された。

5.3 食品パッケージ材規制

＜リサイクル義務付け＞

カリフォルニア州の飲料プラスチック法（主にAB793およびSB353）

州内で販売されるプラスチック飲料容器の最低リサイクル含有率基準を義務付けている。

リサイクル含有率要件（AB793）：

カリフォルニア州で販売されるプラスチック飲料容器に、一定割合の使用済みリサイクル材が含まれていることを製造業者に求めるもの。その割合は以下のとおり。

2022年：15%

2025年：25%

2030年：50%

出所：Adobe Stock

報告義務（SB353）：

製造業者は、バージンプラスチックとリサイクルプラスチックの使用量について、資源リサイクル・回収局（DRRC）に報告する必要がある。

6.1　Prop. 65（1986年安全飲料水及び有害物質施行法）とは

がん、先天性欠損症、その他の生殖毒性を引き起こすことが知られている化学物質に、カリフォルニア州民を潜在的に晒すことについて、企業がカリフォルニア州民に警告を義務付ける、カリフォルニア州の法律。また、Prop.65の化学物質リストに掲載されている化学物質を、企業が飲料水源に排出することも禁止している。

主な特徴：

警告要件	企業は、リストに掲載されている化学物質にカリフォルニア州民を晒す前に、明確かつ妥当な警告を提供することが義務付けられている。これは、製品のラベルへの警告文の記載や、工場、建設現場などの職場や、屋内駐車場での掲示等で行う。
化学物質	がんまたは生殖毒性を引き起こすことが知られている化学物質のリストがあり、その物質数は1,000 を超えており、リストは年に2～3回更新。
目的	カリフォルニア州民が有害化学物質へ晒されることから保護し、潜在的な健康リスクについて情報を提供。
執行	カリフォルニア州司法長官事務所がProp. 65を執行し、個人や民間企業も企業を訴えることができる。

STATE OF CALIFORNIA
ENVIRONMENTAL PROTECTION AGENCY
OFFICE OF ENVIRONMENTAL HEALTH HAZARD ASSESSMENT
SAFE DRINKING WATER AND TOXIC ENFORCEMENT ACT OF 1986

PROPOSITION 65 LIST OF CARCINOGENS OR REPRODUCTIVE TOXICANTS
January 3, 2025

The Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Health and Safety Code section 25249.5 et seq.), also known as Proposition 65, requires that the Governor revise and republish at least once per year the list of chemicals known to the State to cause cancer or reproductive toxicity within the meaning of the Act (Health and Safety Code section 25249.8). The list is published in Title 27, California Code of Regulations, section 27001, is provided here, and is available on the website of the Office of Environmental Health Hazard Assessment (oehha.ca.gov).

The identification number indicated in the list is the Chemical Abstracts Service (CAS) Registry Number. No CAS number is given when several substances are presented as a single listing or when a CAS number is not available. The date refers to the initial appearance of the chemical on the list. For easy reference, chemicals or endpoints shown in strikeout were placed on the list on the date noted, and have subsequently been removed.

Chemical	Type of Toxicity	CAS No.	Date Listed
A-alpha-C (2-Amino-9H-pyrido [2,3-b]indole)	Cancer	26148-68-5	January 1, 1990
Abiraterone acetate	developmental, female, male	154229-18-2	April 8, 2016
Acetaldehyde	cancer	75-07-0	April 1, 1988
Acetamide	cancer	60-35-5	January 1, 1990
Acetazolamide	developmental	59-66-5	August 20, 1999
Acetochlor	cancer	34256-82-1	January 1, 1989

出所：Prop. 65 list

6.2　Prop. 65（1986年安全飲料水及び有害物質施行法）のニュース１

＜警告要件規制の改訂＞

- 2024年12月6日に短縮形警告要件を最終決定し、警告文に少なくとも1つの化学物質名を含めることを義務付。

  例：“[the warning symbol] **WARNING**: Cancer risk from exposure to [name of chemical]. See www.P65Warnings.ca.gov.”

- オンラインやカタログを通じて製品を販売する事業者に対する警告要件の明確化。
  インターネットでの販売については、要件を満たす警告を記載し、以下のいずれかの方法を用いて警告を提示。

  a)　製品表示ページに警告文記載

  b)　製品表示ページ上に「Warning」または「CA Warning」もしくは「California Warning」という単語を用いて警告文に繋がるハイパーリンクを明示

  c)　購入者が購入を完了する前に、警告文をその他の方法で目立つように表示すること。

出所：Proposition65 Sample Warnings and Compliance Assistance

製品に関する消費者への情報が英語以外の言語も含まれている場合、Prop.65の警告は、英語に加えて、その言語でも記載されること。

詳細資料：
Proposition 65: Clear and Reasonable Warnings - Safe Harbor Methods and Content
https://oehha.ca.gov/proposition-65/crnr/proposition-65-clear-and-reasonable-warnings-safe-harbor-methods-and-content

6.3　Prop. 65（1986年安全飲料水及び有害物質施行法）のニュース２

＜化学物質リストへの追加など＞

ジエタノールアミン（DEA）

・DEAへの曝露に関する60日前通知＊件数が大幅に増加。

・発がん性物質として、2012年にリストに追加されていたが、2023年に74件から2024年には1043件と急増）。

・DEAの使用用途は化粧品、家庭用洗剤、農薬などに使用される界面活性剤および乳化剤

ビスフェノールS（BPS）

・BPSは2023年に女性の生殖毒性に関するProposition 65のリストに追加され、2025年1月には男性の生殖毒性に関するProposition 65のリストに追加。

酢酸ビニル

・2025年1月に、発がん性物質としてリストに追加され、2026年1月から警告義務が発効。

・使用用途は接着剤、塗料、コーティング剤、繊維、紙コーティング剤、その他様々な工業製品および消費財

＊60日前通知：Prop.65の違反を理由に訴訟を提起する者は、カリフォルニア州司法長官と違反者に対し、60日前に通知を提出しなければならない。

出所：State of California OEHHA

6.3　Prop. 65（1986年安全飲料水及び有害物質施行法）のニュース３

＜法的課題＞

アクリルアミド

2025年5月2日、連邦裁判所は、食物由来アクリルアミドに関する発がん性警告表示を、違憲と判断し、恒久的に差し止め。食物由来アクリルアミドに関する発がん性は科学的コンセンサスが欠如しており、カリフォルニア州の事業者が有する憲法修正第一条の権利を侵害すると判断されたもの。カリフォルニア州は、この判決に対し、６月２日に控訴した。

出所：Prop 65 Fact sheets Acrylamide

Acrylamide

Why am I being warned about potential exposure to acrylamide?

- The US Environmental Protection Agency found acrylamide is likely carcinogenic to humans based on evidence of carcinogenicity in animal studies and damage to genetic material in cells in humans and animals. Other agencies have made similar findings.
- The federal National Toxicology Program found clear evidence of developmental toxicity and male reproductive toxicity in laboratory animals.
- California's Proposition 65 requires businesses to warn people before exposing them to a significant amount of a chemical listed under Proposition 65 for cancer or reproductive toxicity.

終わりに

本プレゼンテーションでは、カリフォルニア州食品規制に焦点を当て、その対策について説明した。

ご質問があれば、以下までお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先：米国輸出支援プラットフォーム
電話番号：1-213-624-8855 Email アドレス：lag-USPF@jetro.go.jp